



日弁連法2第10号

2013年(平成25年)4月15日



最高裁判所長官 竹崎博允 殿

日本弁護士連合会
会長 山岸 憲



全国弁護士協同組合連合会による保釈保証書発行事業の運用
開始に当たっての御協力をお願い

日頃から、当連合会の活動に御理解をいただき、ありがとうございます。

この度、全国弁護士協同組合連合会(以下「全弁協」という。)が別紙記載の「保釈保証書発行事業」(以下「本事業」という。)の運用を開始することとなりました。

つきましては、本事業の運用開始に当たり、各弁護士会が各地の裁判所に下記の事項について要請させていただく予定ですので、最高裁判所におかれましては、その旨各地の裁判所にあらかじめ御周知いただきますようお願いいたします。

本事業の運用開始時期は、本年5月頃を目途としておりますが、現時点では全都道府県で一斉に開始する目処が立っていないため、事業態勢が整った弁護士協同組合のある都道府県において、当該地域の裁判所に下記の要請をさせていただいた上で順次開始する予定であることを申し添えます。

なお、本事業及び全弁協の概要につきましては、別紙「全国弁護士協同組合連合会(全弁協)による保釈保証書発行事業について」を御参照ください。

当連合会は、本事業に基づいて発行される保証書による代納許可が積極的になされ、経済的理由により保釈保証金を用意できないために保釈が得られなかった案件についても保釈が広く認められるようになることを願うものでありますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 本事業について、弁護士会から要請を行う機会を設けていただくこと。
- 2 本事業の趣旨を御理解いただき、全弁協が発行する保証書による代納許可を積極的に認めていただくこと。
- 3 全ての保証書の納付につき、法人たる全弁協の資格証明書の提出を行うことは煩雑であるため、各年度の冒頭に資格証明書の原本一通を提出することを条件に、

当該年度においては資格証明書の写しを添付することで足りるとの取扱い（あるいは、原本を都度提示し、その写しの添付で足りるとの取扱い）を認めていただくこと。

【添付資料】

別紙 全国弁護士協同組合連合会（全弁協）による保釈保証書発行事業について

別添1 保釈保証書発行事業ガイドンス（組合員向けパンフレット・参考）

別添2 保証書（書式・参考）

別添3 保釈保証書発行事前申込書（書式・参考）

別添4 保釈保証委託契約申込書（書式・参考）

【別紙】

全国弁護士協同組合連合会（全弁協）による保釈保証書発行事業について

1 全国弁護士協同組合連合会（全弁協）について

全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という。）は、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合（同法3条1号）で、各地に設立された弁護士協同組合（以下「単位協同組合」という。）を会員とする協同組合連合会である。単位協同組合は、各地の弁護士のみを会員として設立されており、全国に47の組合が組織されている。全ての単位協同組合の組合員総数は2万9900名を超え、加入率は93.4%（2012年3月時点）であり、ほぼ全国の弁護士が組合員となっている。

なお、各単位協同組合の役員及び全弁協の役員も、全員が弁護士である。

2 本事業の概要

(1) 保証書の発行

刑事被告人の保釈のために、全弁協が保証書（刑事訴訟法94条3項）を発行する。

(2) 審査

保証書の発行に際しては、全弁協が審査を実施する。保証金が没取になった場合、後述のように全弁協が納付した保証金について保証委託者に対して求償することになるため、支払能力の有無に関する資料を提出し、審査を受けることになる。

(3) 保証委託契約・保証委託者

保証書は、保証委託者との間で保証委託契約を締結した上で発行される。保証委託者は、没取となり全弁協が保証金を納付した場合に、全弁協が求償権を行使することとなる者である。保証委託者には、被告人の家族や知人等になることが想定される。多くの場合、身元引受人と同一人ということになると思われる。被告人と弁護人は、保証委託者にはなれない。

保証委託契約は、被告人に対する勾留の取消し又は無罪・刑の執行猶予の裁判の言渡しその他により勾留状の効力が消滅したときに終了するものとし、審級ごとに締結することになる。

(4) 保証料と自己負担金

保証書の発行には、保証料（事務手数料）として保証金額の2%（ただし、最低金額は1万円）と、自己負担金として保証金額の10%が必要となる（手数料率と自己負担金の率は、事業開始時についてのものである。事業が展開される中で、増減する可能性がないとはいえない。その場合には、あらかじめ裁判所及び検察庁に伝達する。）。例えば、保証金額が200万円であれば、保証料と自己負担金の合計24万円の現金が必要となる。保証料は定額であり、保証期間が長期間になっても

【別紙】

(審理が長引いても)増額とはならない。ただし、保証委託契約は審級ごとに締結する必要がある。

自己負担金は、没取されることなく勾留が失効すれば、返金されることになる。
なお、保証料(事務手数料)は返金されない。

(5) 保証金額の上限

保証金額の上限は、300万円である。

(6) 没取

没取がなされると、全弁協が保証金を納付する。この場合、全弁協は保証委託者に求償する。自己負担金は、この求償請求権に充当する。全弁協は、差額の9割のうち■割については、保険会社と保険契約を締結する。したがって、保証委託者から差額の9割について、全く支払を受けられなかった場合には保証書の金額の■割について保険会社から補填を受けることになる。この場合の保証書の金額の■割は、全弁協が負担することとなる。

(7) 保証書交付日時

保証書は、単位協同組合の執務時間内に窓口で弁護人に交付される。現在の事務態勢では、単位協同組合は平日(月曜日～金曜日、概ね午前9時～午後5時)以外には執務を行わない。

3 手続の流れ

(1) 事前審査の申込み

単位協同組合の組合員である弁護人が、保証書発行のための事前審査の申込みを行う。

(2) 保釈請求

審査に通り、保証書発行可との結果を受けて、弁護人が保釈請求を行う(保釈請求前に審査を受けることは要さないが、代納許可を得た後に審査を申し込み、当該審査に通らない場合、保釈請求等が無駄となる。)。保釈請求に際しては、全弁協発行の保証書による代納許可請求も行うことになる。

(3) 保釈許可決定と保証料・自己負担金の納付

保釈許可決定と代納許可が得られたら、保証委託契約書を全弁協に提出し、保証金額を全弁協に伝えるとともに、保証料・自己負担金を納付する。

(4) 保証書の発行

全弁協は、必要書類の提出、保証料・自己負担金の納付を確認した上で、保証書を発行する。保証書は単位協同組合が弁護人に交付し、弁護人から裁判所へ提出することになる。

(5) 保証書の返還

【別紙】

没取されることなく勾留が失効した場合、全弁協は自己負担金を弁護人に返金する。その返金に際しては、保証書を返還してもらうことになる。そのため、弁護人が裁判所に保証書返還のための切手を貼った全弁協宛て封筒（レターパック）を納付する（なお、保証書の返還請求が必要と理解しているが、その返還請求は保証書に不動文字で記載してあるため、保証書提出と同時に返還請求を行っていることになると解釈できる。）。

当該封筒等を使用し、裁判所から全弁協宛てに保証書を郵送の上、返還していただく。

(6) 自己負担金の返金

全弁協は、保証書を裁判所から受け取ると、あらかじめ指定されていた弁護人の銀行口座に自己負担金を振り込んで返金する。

以上

全国弁護士協同組合連合会

全国弁護士協同組合連合会所属員の皆様へ

保釈保証書発行事業ガイダンス

Guidance

全弁協の「保釈保証書発行事業」を利用するには、
全弁協の所属員(各地の弁護士協同組合の組合員)である弁護士を通じて
申込手続きをする必要があります。
全弁協の所属員でない弁護士の方は、
全弁協の「保釈保証書発行事業」を利用できませんので、
ぜひ、各地の弁護士協同組合への加入をご検討ください。



保釈保証書 発行事業とは？

～保釈保証書発行事業の概要～



被告人やその身元引受人が保釈を希望していても、保証金の用意が困難な場合、担当弁護士は保釈の申立を行い、保証金の納付について自ら作成した保証書の差入れに代えることを求めることができます。

しかし、万一被告人が逃亡した際などは弁護士が納付義務を負うため、弁護士個人での保証書の差入れはほとんど機能してこなかったのが実情です。

全弁協の提唱する保釈保証書発行事業では、担当弁護人の申込に基づき全弁協が保証書の発行を行い、万一の際の保証金の支払いは全弁協が行います。

組合がリスクを負うことで弁護士個人へのリスクをなくし、「保証書による保釈」を機能させ、資金の乏しい被告人にも平等に保釈の機会を与えるのがこの事業の狙いです。

保釈保証金額・保証料・自己負担金

- (1) 保証限度額は、300万円とします。
- (2) 保証料は保証金額の2%とし、最低保証料は1万円とします。
- (3) 保証金額の10%を自己負担金として預託してください。

自己負担金は、保証書が全弁協に返還された後、担当弁護士に返還します。

保釈保証金額	保証料	自己負担金	保証料・自己負担金合計
50万円	1万円	5万円	6万円
100万円	2万円	10万円	12万円
150万円	3万円	15万円	18万円
200万円	4万円	20万円	24万円
250万円	5万円	25万円	30万円
300万円	6万円	30万円	36万円

1円単位四捨五入(10円単位)

① 保証料 (円) = 保釈保証金額 (円) × 2%

1円単位四捨五入(10円単位)

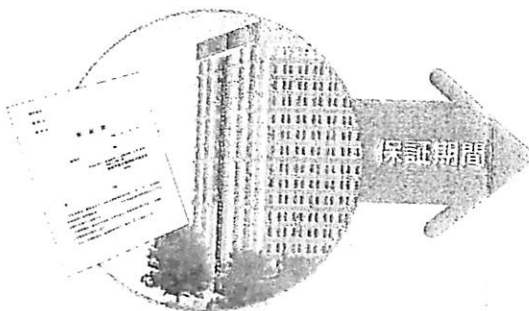
② 自己負担金 (円) = 保釈保証金額 (円) × 10%

支払合計金額 (円) = ① 保証料 + ② 自己負担金

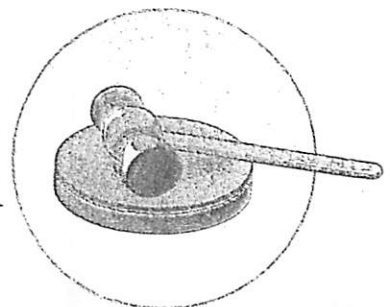
保証期間

保証期間は審級毎とし、保証書発行時から保証金が没取されるおそれなくなるときまでです。

保証書
発行



保証金が
没取される
おそれが
なくなるとき



逃亡や証拠隠滅の可能性が高く保釈可能な被告人でも、保証金を用意できなければ身体を拘束され続けるしかありません。保釈保証書発行事業とは、貧富の差による不平等をなくし、被告人の人権を守るための事業です。



手続きの流れ

保証委託者 (身元引受人)



- ① 依頼
- ⑦ 保証料・自己負担金(※1)の預託

担当弁護士 (全弁協所属員)

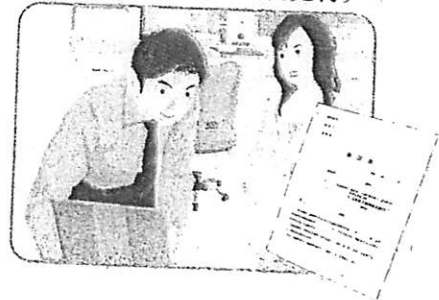


- ③ 保証書・自己負担金預り証の交付
- ⑤ 申請
- ⑥ 申請

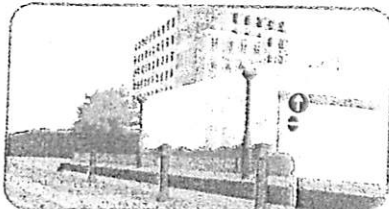
各地の
弁護士協同組合
(単協)

- ④ 審査
- ⑤ 確認
- ⑥ 保証書作成
- ③ 取り次ぎ
- ④ 取り次ぎ
- ② 保証料・自己負担金預り証の送付

全弁協 (保釈保証書発行)

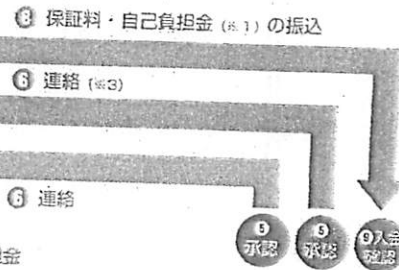


裁判所



- ➡ 保釈保証書発行事前申し込みの流れ
- ➡ 保釈保証委託契約(本申込)の締結の流れ
- ➡ 裁判所への保証書提出の流れ

- ※1 自己負担金は没取となった場合を除き保証期間終了後に返還します。
- ※2 保証書以外に現金の納付も求められるケースがありません。
- ※3 保証料、自己負担金、振込口座をご案内します。



なるほど、よくわかりました!



「保釈保証書発行事業のお申込み」の流れ

必要書類 ● 保釈保証書発行事前申込書 ● 収入を証明するもの ● 住民票

1

事前申し込み（事前審査）の流れ

1

保釈保証書発行事前申込書をダウンロードしてください。

全弁協HPから、保釈保証書発行事前申込書をダウンロードしてください。

全弁協

検索

クリック



2

ご所属の単協へ書類一式をご提出ください。

保釈保証書発行事前申込書に収入を証明するもの(※)・住民票を添付の上、ご所属の単協へ書類一式をご提出ください。

(※)最近の源泉徴収、確定申告書、課税証明書、年金額決定通知書、直近2か月分の給与明細、直近の年金支給を示す資料等

- 保釈保証書発行事前申込書
- 収入を証明するもの(保証委託者)
- 住民票(保証委託者)



提出

3

単協では所属員であることを確認の上、全弁協に書類の取り次ぎを行います。

ご所属の単協

全弁協



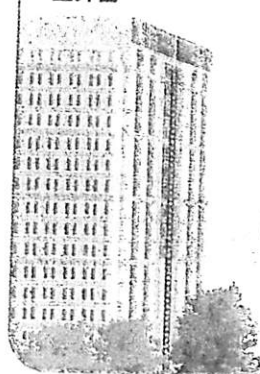
4

全弁協では審査した上で、審査結果について担当弁護人にメールにてご連絡をいたします。

全弁協

MAIL

担当弁護人



ご契約時

① 被告人と弁護人は、保証委託者になることはできません。

保釈保証書発行事業の手続きは、全て全弁協所属員(各地の弁護士協同組合の組合員)を通じてお申し込みください。



ご契約時ご契約後の
お申し込み

2

本申し込みの流れ

5

保釈保証委託契約申込書をダウンロードしてください。

全弁協HPから、保釈保証委託契約申込書をダウンロードしてください。



● 保釈保証委託契約申込書



DOWNLOAD

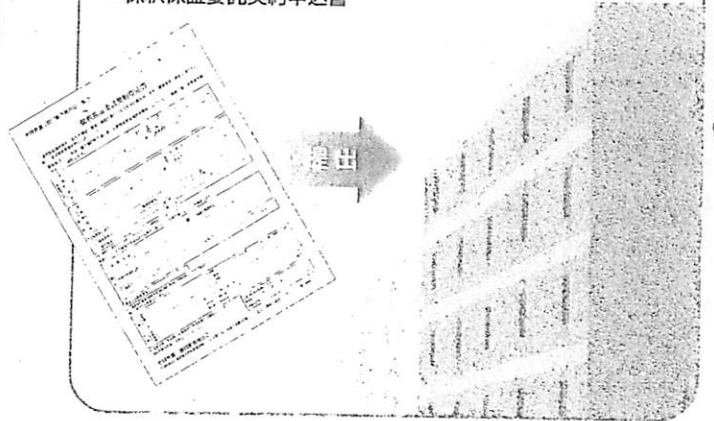
6

ご所属の単協へご提出ください。

保釈保証委託契約申込書を、ご所属の単協へご提出ください。

● 保釈保証委託契約申込書

ご所属の単協



7

単協は全弁協に書類の取り次ぎを行います。

ご所属の単協

全弁協

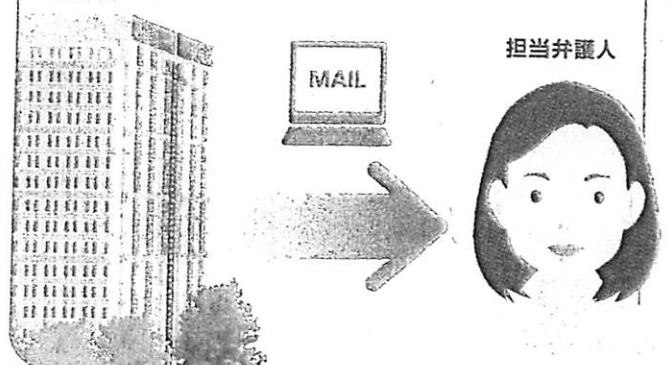


8

全弁協は保証料・自己負担金の各金額とその振込口座について、担当弁護人にメールで、ご連絡をいたします。

全弁協

担当弁護人



- ③ 保釈保証書発行事業の利用は、平日に限らせていただきます。土日祝、年末年始は、ご利用できません。
- ④ 保釈保証書発行事業には審査があります。審査の結果、ご利用をお断りする場合があります。ご利用をお断りする場合、その理由は一切説明いたしませんので、あらかじめご了承ください。

3

保証書発行までの流れ

9

保証料・自己負担金を全弁協の指定する口座へお振込みください。



10

保証料・自己負担金の入金を確認し、保証書を作成します。



11

単協は全弁協から送付された保証書および自己負担金預り証を担当弁護人に交付します。



12

担当弁護人は保証書と自己負担金預り証を単協で受領し、保証書を裁判所へ提出します。



④ 事前審査には、一定の時間を要します。資料提出後、2～3日を要する場合があります。

別添3【参考・書式 ※全弁協において修正の可能性があります。】

全国弁護士協同組合連合会 御中

審査に必要な書類については、次ページをご参照ください。

弁護人は、今般、被告人 _____ の保釈申請に関し、貴会の保釈保証制度による保証を得たく申し込みます。

保釈保証書発行事前申込書

年 月 日

弁 護 人	弁 護 人 名	フリガナ	国選	所属協同組合名	
			私選	弁護士登録番号	
	弁 護 人 事 務 所 名	フリガナ			
	弁 護 人 事 務 所 住 所	フリガナ			
	連絡先		F A X		
	メールアドレス				

保 証 委 託 者	名 前	フリガナ	印	連絡先	自宅	—	—	
				F A X	—	—		
	性別	男・女		生年月日	年 月 日 (歳)	携 帯	—	—
						緊急連絡先	—	—
	住 所	フリガナ						
		〒						
	国籍	①日本 ②その他 ()		職業等	①会社経営 ②自営 ③勤務 ④無職 (主婦等を含む)			
	就業先	フリガナ	連絡先	—		所属・役職		
		名称	所在地			就業年数	年 月	
	被告人との関係	①夫婦 ②親子 ③兄弟・姉妹 ④その他親族 ⑤雇用主 ⑥その他 ()						
昨年年収概算	万円 公的年金受給 ①有 ②無 住宅ローン以外の借財 ①有 万円 ②なし							
住 所	居住年数	年	居住者	名	家賃または住宅ローンの支払額	月額約 万円		
形態	持家	①本人所有 ②共有 (共有割合 分の)		抵当権・根抵当権	有 ・ 無			
	借家・賃借マンション・賃借アパート	①公営 ②私営 ③親族所有						
該当する□に✓点チェックください。								
<input type="checkbox"/> 破産・個人再生の手続き中ではない。			<input type="checkbox"/> 現在、訴訟・強制執行・仮差押・仮処分を受けていない。					
<input type="checkbox"/> 最近5年間に破産・個人再生の申立をしたことがない。			<input type="checkbox"/> 反社会的勢力と関わりがない。					
<input type="checkbox"/> 被告人の共犯者ではない。			<input type="checkbox"/> 制限行為能力者ではない。					

被 告 人	名 前	フリガナ	連 絡 先	自宅	—	—
				F A X	—	—
	性別	男・女		生年月日	年 月 日 (歳)	国籍
	住 所	フリガナ				
	〒					

資力に関する補足事項 (弁護人聴取事項)

【ご注意】 当会に申込書を提出する際は、必ず記載内容を担当弁護人において確認してください。その記載内容に疑義があるときは審査ができない場合がございます。申込書を含めた提出書類は御返却致しません。予め御了承ください。

保釈保証書の発行を申請いたします。	弁護人署名	印	所属協同組合名
-------------------	-------	---	---------

全国弁護士協同組合連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目1番3号 弁護士会館14階 TEL. 03-3504-2822 FAX. 050-3730-6368

別添4【参考・書式 ※全弁協において修正の可能性があります。】

全国弁護士協同組合連合会 御中

申込日 年 月 日

保釈保証委託契約申込書

保釈保証委託契約にあたり事前に審査・承認を得ていることが前提となります。事前審査・承認を得ない場合、まず事前審査を申し込みください。

保証委託者は、全国弁護士協同組合連合会と保釈保証委託契約を締結するにあたり、裏面記載の各条項を履行することを確約します。

保証委託者	名	フリガナ			印	連絡先	自宅	—	—
	性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)			FAX	—	—
	住	フリガナ					携帯	—	—
	所	〒 -					緊急連絡先	—	—

被告人	名	フリガナ			連絡先	自宅	—	—	
	性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)		FAX	—	—	
	住	フリガナ							
	所	〒 -							
	保釈許可決定日			保釈保証金				保証金額 (300万円上限)	
	係属裁判所	裁判所						部	
事件番号(※)			事件名						

(※) 複数の勾留決定がなされている場合は、全ての事件番号をご記入ください。

弁護人は、上記保証委託者本人がその事由に基づいて自ら署名捺印したことを確認します。

辩护人	辩护人名	フリガナ			印	辩护人事務所名				
	辩护人事務所住所	フリガナ				〒 -				
	連絡先	— —				FAX	— —			
	メールアドレス									

事前申込承認番号

自己負担金の返還(保釈保証委託契約 第4条)の際の振込口座をご記入ください。
振込口座は担当弁護人の口座をご記入ください。

振込口座	口座名義人	フリガナ			預金種目	預金口座番号				ゆうちょ銀行通帳記号(5桁)			
	指定金融機関	フリガナ			① 普通 ② 当座								
					銀行	ゆうちょ銀行	農協						
					信用組合	労働金庫							
					信託銀行	信用金庫							
									本店				
									支店				
									出張所				

申込書を提出する際、記載事項を担当弁護人に確認いただき、
担当弁護人を通じて申し込みください。

上記保証書を受領いたしました。			
受領日	年	月	日
辩护人氏名	印		

全国弁護士協同組合連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目1番3号 弁護士会館14階

TEL. 03-3504-2822 FAX. 050-3730-6368